

第1章 計画の考え方

1 策定の趣旨

文化芸術の力により心豊かで活力ある滋賀を実現することを目的として、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の性格

- ・文化芸術基本法第7条の2に基づく、地方文化芸術推進基本計画
- ・滋賀県文化振興条例第4条に基づく、文化の振興に関する基本的な方針

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

4 文化芸術の範囲

「芸術（文学、音楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊（日本舞踊、バレエ、ダンス等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化など）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含める。

第2章 滋賀の文化に関する現状と課題

1 滋賀県の文化施策の主な変遷（省略）

2 社会情勢の変化等

（1）主な社会情勢の変化

○ 人口減少と高齢化の進展

- ・本県の総人口は約140.1万人（令和6年10月1日現在）。人口減少や高齢化により、地域文化の継承など文化芸術の担い手不足や地域コミュニティの衰退をもたらす。また、文化芸術公演等の鑑賞者の減少など、文化芸術の持続化が課題。

○ 情報社会の進展と文化芸術の新たな楽しみ方の拡大

- ・公演のライブ配信や録画配信など、オンラインを活用した文化芸術活動が展開。
- ・無料の動画配信サービス、定額で音楽等が楽しめる動画配信サービスの出現から、より気軽に文化芸術に親しむことができるようになった。

○ ウェルビーイング（Well-being）への注目の高まり

- ・「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること（ウェルビーイング）」の実現に向けた取組への注目が高まっている。
- ・ウェルビーイングの高まりをきっかけとし、感動や心の安らぎなど、文化芸術が持つ本質的な価値を再認識。

○ 文化芸術活動に取り組む環境の変化

- ・「文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っている」とする県民の割合は、41.9%（令和6年度県政世論調査結果）であり、前年度の36.1%と比較し改善。
- ・少子化の進展により、学校や地域によっては、これまでの部活動の維持が困難。

（2）主な国の動向

- 「文化財保護法」の改正（令和3年4月）
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和3年5月）
- 「博物館法」の改正（令和4年4月）
- 文化庁の京都移転（令和5年3月）
- 「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定（令和5年3月）

（3）主な県の動向

- 県立美術館の再開館（令和3年6月）
- 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）」の策定（令和6年3月）
- 「美の魅力発信プラン」の中間見直しと「美術館魅力向上ビジョン」策定（令和6年3月）
- 県立安土城考古博物館のリニューアル（令和7年3月）
- 新しい琵琶湖文化館の開館に向けた取組
- 文化やスポーツの祭典の開催とレガシーの創出

滋賀県文化振興基本方針（第4次）骨子案（概要）

3 基本方針（第3次）の取組状況

場をつくる

- ◆重点施策①
誰もが文化芸術に親しめる場の提供
- ◆重点施策②
多様な主体がつながる文化芸術活動の促進
＜具体的な取組＞
 - 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの実施により、字幕など情報保障のモデル事例を蓄積。情報保障を事前に明示するため、アクセシビリティ・アイコンを製作。
 - ホールの子事業により、子どもが舞台芸術に触れる機会を提供。



字幕表示



ヒアリング
ループ席

人を育む

- ◆重点施策③
文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保
- ◆重点施策④
文化芸術の創り手や継承者の育成・支援
＜具体的な取組＞
 - 文化芸術活動者向けの相談窓口設置、研修会・交流会等の実施。
 - 滋賀県文化賞等の実施。

地域や社会に活かす

- ◆重点施策⑤
地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用
- ◆重点施策⑥
文化芸術と他分野との有機的な連携の促進
＜具体的な取組＞
 - 彦根城の世界遺産登録に向けた取組の実施。
 - 「幻の安土城」復元プロジェクトの実施。
 - 子ども向け文化芸術体験プログラムや障害者を対象とした公募作品展の実施。

第3章 基本目標と施策の柱（施策の方向性）

基本目標 文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る

文化芸術に親しみ、多様な主体がつながる環境づくりや文化芸術をつなぎ支える人材の育成を進めるとともに、文化芸術を他分野と連携させ、地域の活性化等にもつなげていくことを目指します。

基本方針（第3次）の主な課題等	基本方針（第4次）の3つの施策の柱（施策の方向性）
・性別、年齢、障害の有無、居住する地域等にかかわらず、誰もが気軽に、文化芸術に触れる場が必要。 ・子ども・若者が文化芸術に触れる場が必要。 ・デジタル技術を活用した文化芸術活動の充実が必要。 ・自立的・持続的な文化芸術活動に向けた、文化芸術を通じた多様な主体間のつながりの継続が必要。	施策の柱（施策の方向性） 場をつくる（インクルーシブな文化芸術の推進） 文化芸術を創造・享受することは生まれながらの権利であり、想像力と感性を備えた豊かな人間性を涵養するものです。国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく自分らしく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られるよう、デジタル技術の活用も踏まえ、インクルーシブな文化芸術の推進を目指します。
・文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保、活躍できる社会の形成が必要。 ・文化芸術活動者の持続的な活動を支援する仕組みが必要。 ・県民の文化芸術に対する意識醸成が必要。	施策の柱（施策の方向性） 人を育む（文化芸術を未来につなぐ） 文化芸術の持続的な発展のため、県民の文化芸術に対する意識醸成を図るとともに、文化芸術と県民や社会をつなぐ人材、文化芸術の創り手や継承者、文化芸術と社会をつなぐ人などの文化芸術活動者の育成、確保を目指します。
・文化的資産の保存と活用による地域活性化の好循環を生み出すことが必要。 ・文化芸術を他分野と連携させた取組が必要。	施策の柱（施策の方向性） 地域や社会に活かす（文化的資産や文化芸術の魅力を再認識および価値の創造） 本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれまでから行われてきました。今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術がもつ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かすことを目指します。

（施策横断プロジェクト）文化芸術活動を支援する仕組みづくり
※企業メセナ（文化芸術分野の社会貢献）とつなぐ仕組み等含む